

# 平成22年度競争評価アドバイザーボード

## 第5回会合 議事要旨

- 1 日 時 平成23年7月22日（金）14:00～15:35
- 2 場 所 中央合同庁舎第2号館 総務省低層棟1階 共用会議室3
- 3 出席者
  - ・ 構成員（五十音順）  
縣構成員、依田構成員、大橋構成員、岡田構成員、川濱構成員、辻座長、野原構成員、林構成員、舟田座長代理
  - ・ 総務省  
桜井総合通信基盤局長、原口電気通信事業部長、高崎情報通信政策総合研究官、安藤総務課長、古市事業政策課長、犬童事業政策課企画官、東事業政策課課長補佐、景山事業政策課評価分析係長

### 4 議事

電気通信事業分野における競争状況の評価2010報告書（案）について

【犬童企画官より「競争状況の評価2010報告書（案）」について、資料1に基づき説明】

（舟田座長代理）資料1（概要）の3頁目にある「複数事業者の協調による市場支配力も存在」の記載は、資料2の「Ⅱ 移動体通信領域」ではどこが該当するのか。また、この記述はどのような状況を踏まえたものなのか。

（犬童企画官）「Ⅱ 移動体通信領域」の25-26頁が該当。記載内容は昨年と同じ表現ぶりとなっており、上位3社のシェア（94.5%）という数値に基づいたもの。最終的には「市場支配力の行使」の方で判断を行っている。

（大橋構成員）他業種ではこの程度のシェアのものに関して規制がないところはいくらでもある。では、それが問題なのかといえばそうではない。市場支配力の理解が通常の捉え方と少し異なるという感想。本評価は電気通信事業法の世界で閉じているものなので、その中では問題はないが、競争政策という括りで見るとややバランスを欠いた見方かなと思う。

（犬童企画官）電気通信事業分野においては、不可欠設備の有無等を見るとある程度客観的なデータで市場支配力の存在を見た上で、次に行使を見ることが必要となり、従来からこのような形で評価を行っているところ。単に独占禁止法という市場支配力の維持というような概念だけで言うとボトルネック設備を持つ事業者等が見えなくなる。

(舟田座長代理) 電気通信事業分野の特殊性については、あくまでも電気通信事業法の運用の中で行っていることであり理解。ただし、独占禁止法を否定するのではなく、同法とも一定の方向性は合わせつつ進めていくのが良い。

(舟田座長代理) 移動体通信領域における協調については、価格競争がうまく働いていないような感じを受けている。各社が様々なパッケージプランを提供していることから、ユーザーサイドから見ると単純な価格比較が難しくなっている。

ユーザーが価格を把握できない中での競争というのはどのように捉えればよいのか、他の委員の方々の御意見をお伺いしたい。

(川濱構成員) 単純な価格比較ができないという点ではユーザーにとってサーチコストが非常に高くなっている。古典的なカテゴリ、例えばカルテルのようなものには収まらないが、競争回避的な効果を持つ行為を行うことで価格競争が重ねられることを避けるような動きにはなっているかもしれない。ただし、価格選定行動を含んだ形での分析は、データ取得の問題から難しいと思う。今の複雑な料金制度の下では、価格競争を始めたら苛烈なものとなり、結果的に自分が損をするからやりたくないという状況になっている。

(辻座長) 各社の価格戦略はご指摘の通り複雑ではあるが、これをもって競争阻害と言い切るにはちょっと難しいのではないか。

(舟田座長代理) 各社それぞれ新しいプランを出しており価格競争がおこなわれていない訳ではない。価格戦略の実情を反映するためまた、独占禁止法の概念では協調には合意が必要となるので、例えば「協調的寡占のおそれあり」といった表現を用いる等、何らかの形で反映されることはできないか。

(犬童企画官) 市場支配力の存在と行使について、本報告書(案)に反映することは可能。

(川濱構成員) 協調は必ずしも合意が必要とは限らない。協調には暗黙のものも含まれる。通常は「行使」しているときに問題となるものだが、このコンテキストの中では協調することが可能な立場にあると言うことを「存在」と呼んでおり、「存在」はするが「行使」についての現実の危険性は押さえられているということでこの文言で良いのではないか。

(大橋構成員) 別の観点からの意見だが、概要資料3頁目の中でスマートフォン等の環境、つまり競争的な市場環境の話は、「存在」の中に入ってくる話なので、「そう」と評価は「△」になるのではないか。

(岡田構成員) 移動体通信に関しては、データと音声では性質が異なることから、今後はその評価ももっとはっきりと分けて考えるべき。

(舟田座長代理) i-Pad を買ってもソフトバンクと契約をせず、Wi-Fi 経由で固定回

線とつなぎ自宅で使うということもある。このような形だとスマートフォンをかうことと回線を契約するということは分離することとなるが、今回の報告書(案)でどこかに記述はあるか。

(辻座長) Wi-Fi は、従来の垂直的なビジネスモデルを分断することで、競争を促進する効果をもたらし、ユーザーにとってはプラスの働きをするものだとは思いますが、可能性の問題でもあり、そこまで書き込むのはどうかとも思う。

(野原構成員) 通常のユーザーは、端末を複数台買ったとしても、回線をそれぞれ契約するという事はできない。事業者としても携帯を一台持ってもらって、その他の端末、たとえば iPad やデジタルフォトフレームなど他の端末については Wi-Fi ルータを使い、二つ目の回線をデータ通信用に使ってその他複数の端末をつなぐというようなことを期待しているのではないか。これにより、市場は拡大していくこととなる。

(縣構成員) 「Ⅱ 移動体通信領域」12-14 頁で携帯電話等の利用料金の経緯が記載されているが、ここ数年では価格が固定化している傾向がある。これは、他のセクターでもよく生ずることなのだろうか。

(辻座長) 実際には、ARPU が下がっていて、年々データ通信のトラフィック量は増大していることから、表面上の価格は下がっていても、スピード当たりの単価が下がっていれば実質的な価格としては低廉化していると言えるのではないか。

(林構成員) 本評価は小売市場を扱っているものであるが、「Ⅱ 移動体通信領域」31-32 頁には接続料のデータが入っている。これは事業者間取引に関するデータではあるが、小売に対してどのような影響があるのかというところが重要であり、関心がある。

(古市課長) 接続料はあくまでも事業者間でのコスト設定であり、小売に直接反映するわけではないが、事業者の経営判断である料金設定に当たっての大きな要因であり、MNO や MVNO におけるサービスの多様化にも貢献している。

(林構成員) ヒアリングにおいて、EU で採用されている携帯の発着信市場の話があがっていたが、これが利用者にとってどのような影響を与えるのかが興味がある。また、これは感想ではあるが、今回の報告書(案)でシュリンクしていく市場について記載していることはとても良いことだと思う。市場は常に動いており、市場のスクラップアンドビルドを見ていくということは重要。

(舟田座長代理) タブレット PC やスマートフォンのシェアが上昇していくと、従来の市場の分け方でよいのかという疑問がわいてくる。移動体通信事業者はダムパイプ化していくこととなるが、事業者自身はネットワークだけを提供しているという意識はない。プラットフォームや ISP といった付加的なサービスも含め提供しているという意識がある。それにもかかわらず、そこが抜かれていってしまう。

(林構成員) 機能で分けて、ダムパイプ化した部分でいくら、それ以外の部分でいくら収益が上がっているか分かればよいのだが。

(辻座長) トラフィックから見て、米国で導入され始めたように、階層的な料金体系にして、ヘビーユーザーからはもっと料金をもらうという形にすれば経営戦略も変わってくる。

(縣構成員) 価格の計測の方法はこういう形でしかできないのだろうか。ビット当たりの料金を出すということはできると思うが。

(辻座長) データは大体あるので可能だとは思いますが、トラフィックの観点だけで料金が下がっていると言い切れるかは難しいところ。

(依田構成員) 「Ⅲ インターネット接続領域」58 頁でCATVインターネット契約増加率が急激に高くなっている箇所があるが、その理由がわかれば教えてほしい。

(犬童企画官) 某社のサービスでテレビ番組と連動したWebサービスが存在するが、CATVインターネットとして従来捉えておらず報告されていなかったものを取り込んだもの。

(依田構成員) 資料1 (概要) の15 頁でNGNが挙げられているが、現在の報告規則では、どういう契約のものをどういうカウントで、どのように把握しているのか。都道府県別にデータを収集することも想定しているのか。エンドユーザーのみならず、事業者への卸サービスはどう捉えるのか。

(犬童企画官) 現在の電気通信事業法に基づく報告規則ではNGNのみを切り出した形では報告されておらず、正確に把握をするためには報告規則の改正を行うか、事業者アンケートで対応していくこととなる。

(依田構成員) 「Ⅱ 移動体通信領域」41 頁でカード型端末が挙げられているが、これは何をどこまでカウントしているのか。

(犬童企画官) これも報告規則ではカード型端末のみを切り出した形では報告されておらず、規則改正を視野に入れて検討を行っていく必要があるが、まずは事業者と調整を図ることが必要。

(舟田座長代理) 「Ⅱ 移動体通信領域」26 頁の市場支配力の行使として列記されている要素は、重要度の度合いを踏まえて並べ方を変えた方がいいのではないか。

(犬童企画官) 本要素の記載については、特に重要度を踏まえた順序となっていないため、ご指摘に沿って修正したい。

(野原構成員)「Ⅱ 移動体通信領域」の12頁～14頁あたりの記述について、通信料以外の料金をどう見ていくかということも課題。

(舟田構成員)野原構成員のご指摘の点については、データ通信領域における上位レイヤーと下位レイヤーと絡めて見ていくという風に読めるがそれで良いか。

(犬童企画官)ご指摘のとおりである。

(辻座長)それでは、ご指摘の2点(二重下線の箇所)については私(辻座長)と事務局で調整の上、反映させていただくのでご了承願いたい。その他の箇所については原案通りということで、報告書(案)をとりまとめさせていただきたい。

最後に、今後の予定について、速やかにパブリックコメントを実施し、その結果とそれに対する考え方等を別途諮らせていただくこと、来年度の競争評価A Bの第一回会合として本年10月を目途に開催予定である旨事務局より報告があった。

以 上